

佐世保工業高等専門学校職員の募集について

独立行政法人国立高等専門学校機構「佐世保工業高等専門学校」では、国立大学法人等職員採用試験の合格者を対象に、下記のとおり職員を募集しています。

記

1. 募集職種及び人員

事務職員 2名

2. 採用予定日

令和9年4月1日

3. 主な仕事内容

- ・総務関係業務
(諸行事、広報、人事、国際交流、産学連携、図書、情報等)
- ・財務関係業務
(会計、予算・決算、契約、財産管理等)
- ・学生支援業務
(試験、学籍管理、厚生補導、就職・学生相談、寮務等)

4. 給与等

- (1) 基本給(初任給) 232,000円(国立大学法人等職員採用試験による大学卒22歳の標準例。令和8年4月時点の金額。)
*採用前の職歴等に応じて決定しています。
- (2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当 等
- (3) 昇給 年1回
- (4) 賞与 年2回(6月、12月)

5. 勤務地

佐世保工業高等専門学校での勤務となりますが、キャリア形成の一環として、他の国立高等専門学校等への転勤の可能性があります。

*他の国立高等専門学校又は国立大学等との人事交流を行っています。

6. 勤務時間等

- (1) 勤務時間 8:30~17:15(休憩1時間を除き、7時間45分)
- (2) 休日休暇 完全週休2日(土・日)、祝日、年末年始
年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)
育児休業、介護休業、自己啓発休業

*本校は1年単位の変形労働時間制を採用しており、学校行事等により休日が勤務日となる場合があります。

7. 保険・福利厚生等

- (1) 保険 健康保険・年金（文部科学省共済組合）、雇用保険、労災保険
- (2) 福利厚生 宿舍（独身・世帯）、体育施設、健康診断（年1回）

8. 研修制度

新採用職員研修、各職務階層別研修、各種実務研修、専門研修 等

9. 選考方法

書類選考、面接選考（適性検査、個人面接を予定）

10. 選考日

令和8年10月13日（火）

書類選考の合格者に対し、詳細を通知いたします。

11. 応募書類

職員採用第二次試験 受験申込書

（本校ホームページに様式があります）

12. 応募書類の提出先

【郵送の場合】 本校総務課人事係

※ 宛先は「15. 問合せ先」を参照してください。

【メールの場合】 jinji@sasebo.ac.jp

※ 件名は「事務職員の募集について」としてください。

13. 応募書類の提出締切

令和8年9月24日（木）必着

※ 応募状況に応じて締切を延長することがあります。

14. 佐世保高専ホームページ

URL <https://www.sasebo.ac.jp/about-us/recruit/>

15. 問合せ先

〒857-1193 長崎県佐世保市沖新町1番1号

佐世保工業高等専門学校 総務課 人事係

電話 0956-34-8407 FAX 0956-34-8409

E-Mail jinji@sasebo.ac.jp

16. 特記事項

- ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要と

なる場合があります。※

- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

もの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。